

湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 12 号

湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年湯河原町規則第28号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の湯河原町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。